



日刊 動労千葉

國鐵千葉動力車勞働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）

電話 {(鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

(公) 043(222) 1201番
98.5.28 No. 4793

東京地裁 民事11部 民事19部の政治的 反動判決を弾劾する！

とくに、民事11部の判決は、
①「採用に関して不当労働行為
があつたとしても、その使用者
としての責任は、国鉄が負うべ
きものであつて、設立委員（＝
JR）が負うべきものではない」
②「職員の採用に関する国鉄の
立場は、設立委員の補助機関の
地位にあつたとは言えない」、
③「国鉄とJRとの間に実質的
な同一性があるのかも疑問であ
る」、④「不当労働行為の救済
が一定の制約を受ける結果にな
つたとしてもやむを得ない」、
⑤「救済が実質的に否定される
に違反するとはいえない」と主
張している。まさに怒りなしに
は読むことのできない内容だ。
判決は、「採用候補者の選定
は、国鉄の責任と権限で行つた

この判決は、國家ぐるみの不当労働行為を居直り、眞実を偽造する政治的反動判決であり、一〇四七名闘争団の血のにじむような闘いと訴えを踏みにじる歴史的暴挙である。われわれは、満腔の怒りを込めて、反動判決を弾劾する。

國労の主張を却下して、本田の
判決を最終判決としたのである。
一方、民事19部の判決も、「
採用候補者の名簿作成にあたつ
た国鉄が組合差別の意志で、國
労組合員を除外したことを、J
Rの設立委員が知りながら、こ
れを容認する意志では正を命ず
ることなく放置したなら、設立
委員が責任を負うべきである」
としながら、「中労委が命ずる
ことのできる救済措置は、採用
手続きのやり直しが限度であり、
採用を命ずることはできない」
と言つて、中労委命令を全面的

政府の國労解体攻撃の窓口となつて、國労を「和解路線」に引き込む手先となり、JRの拒否にあうや、今度は、労働委員会が認定した不当労働行為の実態審理にも入らないまま、「JRが使用者としての責任を負つか否かの中間判断を行う」と称しつつ、JRの責任を全て否定し、

もJRの設立委員には、杉浦国鉄総裁が就任するなど、採用差別事件は、その実体から言っても、まさに政府・国鉄・JRが一体となつて強行した、国鉄労働運動解体のための不当労働行為であつたことは、何人も否定することができない事実である。ところが東京地裁は、黒を白と言いくるめ、「設立委員は、採用候補者の選定や名簿作成を決定することができる地位にはなかつた」と断じたのだ。

結果 本日の半決をもって
国鉄分割・民営化攻撃の本質を
むきだしにしたのだ。これは、
国鉄闘争を解体するためには問
答無用で臨むことを宣言した、
政府と裁判所が一体となつた重
大な攻撃である。

本日のふたごの半決は、国学
一、国鉄労働運動の解体に向けた
国家権力の意志に貫かれた、裁
判の名にもあたいしない、政治
的偽善である。敵は、様々なペ
テンを弄して、幻想を煽りなが

に覆した。まさにペテノンとしか
言いようのない判決だ。

そう。JRとJR総連の結託体制打倒するために、全組合員の力を結集して起ちあがろう。全ての労働者の怒りの声の先頭にたって、闘う労働運動を創りあげるために闘おう。今日5・28を新たな怒りの日として起ちあがろう。

キに起ちあがつてゐる。これ体制も矛盾を噴出させてゐる。一切は力関係によつてしか決まらない時代が到来している。

橋本政府は恐れていますのだ。

橋本政府に依拠した和解路線に対する回答は今日の反動判決であつた。闘いの原点にたち還らう。11年間の勝利の地平に確信をもつて、一〇四七名の闘争団を先頭に、強固な団結を組み直

片の反動判決で、11年間貫かれ
た闘いをつぶすことなど絶対に
できない。大失業時代が到来し、
労働者の怒りの声は地鳴りのよ
うに響いている。イングネシア
の民衆はスハルト体制を打倒し、
韓国の労働者は果敢にストライ

くなど、誰が予測しえただろうか。敵は、国鉄労働運動の解体に失敗し、闘いは、87年の分割・民営化攻撃の原点に戻った。闘いはこれからだ。橋本政権は、10年前とは比べものにならない危機であるといふ。一

ら透けて見えてくるのは、一〇四七名闘争団を先頭とした11年に及ぶ不屈の闘いの前に追いつめられた橋本政権の姿である。

改めて言うまでもなく、国鉄分割・民営化攻撃は、戦後労働運動の大転換－解体を狙う、きわめて大がかりな攻撃であつた。今まで不とう不屈の闘いが続